

本小委員会の議論の方向性と今後の進め方

2018年4月27日

需給調整市場検討小委員会 事務局

- 本小委員会の会議資料として報告した事項については、本小委員会での議論を踏まえた上で、次回小委員会において内容確認することで、その方向性を確認しながら進めていくこととしている。

論点整理と今後の進め方について

1

- 需給調整市場検討小委員会(以下、「本小委員会」)は需給調整市場に関する事項全般の検討を行うことを目的として設置されており、制度検討作業部会(TF)の中間論点整理(第二次)で示された方向性などについて、調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会の議論を踏まえて検討している。
- 本小委員会の会議資料として報告した事項については、本小委員会での議論を踏まえた上で、次回小委員会において内容確認することで、その方向性を確認しながら進めていくこととする。

論点	TFの中間論点整理で示された方向性	さらに検討を深めるべき事項	現在の議論の方向性
①商品区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品区分は制御区分毎に「一次調整力」「二次調整力」「三次調整力」(上げ・下げ別)という計10区分を基本とする方向で検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一次・二次 (GF・LFC) の細分化については、広域機関において検討。 ● 各商品区分に求められる要件については、広域機関において検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基本となる10区分に加えて予備領域10区分を設けて、最大20区分に対応できる予備領域を確保したシステムとする。
②商品設計	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定地域立地電源は各一般送配電事業者が手続きの透明性を確保した上で、相対契約や公募で調達することも含め検討。 ● 調達時に電源の性能に応じて応札電源を評価 (入札価格×調整係数で評価) する仕組みの検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各商品区分に求められる要件の詳細については、広域機関において検討。 ✓ <u>商品ブロック区分は必要調整力の状況変化や新規参入への対応を踏まえて検討。</u> ● 調整係数の詳細については、広域機関において検討。 ● 特定地域立地電源の調達期間等については、広域機関において検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 商品ブロック区分は縦割りで最大48区分に対応できるシステムとする。 ➤ 調整係数は0.00~100.00まで設定できるシステムとする。 ➤ 特定地域立地電源および電源I'の調達は需給調整市場システム (調達) のシステム外で対応する。

論点	TFの中間論点整理で示された方向性	さらに検討を深めるべき事項	現在の議論の方向性
----	-------------------	---------------	-----------

- | | | | |
|------------|--|--|--|
| ③広域化による効率化 | <ul style="list-style-type: none"> ● 2020年においては、低速域の三次調整力②の広域調達・運用を目指す。 ● 2020年+Xにおいては、二次調整力②、三次調整力①②までの広域調達・運用を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 一次・二次調整力 (GF・LFC) の広域調達・運用。 ● 広域調達・運用に係る技術的な事項については、広域機関において検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 広域調達・運用における連系線の容量確保では隣接エリアおよび運用容量の大きい交流連系線を優先するシステムとする。 ➤ 広域需給調整システム (運用) を以下のシステム仕様により一般送配電事業者の代表会社が発注手続きを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ● インバランス想定量の算出 <ul style="list-style-type: none"> 各エリア毎のインバランス想定量を集約および相殺 (インバランスネッティング) することで、全体として調整すべきインバランス想定量を算出。 ● 広域メリットオーダーに基づく運用 <ul style="list-style-type: none"> 各エリア毎のkWhのメリットオーダーリストを合成して広域メリットオーダーリストを作成し、GC余力と合わせて広域的に需給バランス調整を行う ● 対象エリアは9社とし、中地域三社 (関西電力・中部電力・北陸電力) は2020年度から運用開始し、対象調整力および地理的範囲を拡大。 ● 2020年4月時点では、広域需給調整機能における三次調整力①相当の運用の機能を運用開始し、二次調整力②相当の運用の機能は機能ロックで対応。 ● 三次調整力②相当の運用は、低速枠発動支援機能を活用。なお、本機能は需給調整市場システム運用に合わせ、2021年度までに実装。 ● 二次調整力①相当の運用の機能は、モジュール追加、変更で対応。 ● メリットがないときには一時的にインバランスネッティング機能を停止できる仕組みとする。 |
|------------|--|--|--|

論点	TFの中間論点整理で示された方向性	さらに検討を深めるべき事項	現在の議論の方向性
④ 広域化を踏 まえた市場の 在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年に向けては、一般送配電事業者が代表会社を選定した上で共通プラットフォームを開発し、その上で需給調整市場を開設。 ● システムの仕様等については、開発を担う代表会社が広域機関等の場において検討状況を報告し、客観的な審議を行う方向で検討。 ● 2020年時点における市場運営主体や共通プラットフォームの管理主体は、一般送配電事業者。 ● 調達・運用の考え方、調整力必要量の考え方、商品設計などの見直しや、応札・落札結果などの取引情報の適切な公開等については広域機関における委員会にて行う。 ● 価格決定方式については、当面マルチプライスのオークションシステムを採用。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020 + X年時における需給調整市場の組織形態や契約形態。 ✓ <u>対象エリア数など現時点では確定的な事項についても、将来の状況変化への対応可否を検討。(9エリア以上のエリア数への対応要否)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ システム開発の代表会社 ● 広域需給調整システム(運用)は中部電力および関西電力 ● 需給調整市場システム(調達)は東京電力パワーグリッドおよび中部電力

論点	TFの中間論点整理で示された方向性	さらに検討を深めるべき事項	現在の議論の方向性
⑤ 開場時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整力は前週に調達。 ● 1年間や季節規模で調達するベース部分については、年度、季節毎に調達。 ● GC (ゲートクローズ) 後の実運用については、電源の余力など前週以前に確保したものの以外も含めてkWhのメリットオーダー順に発動する仕組みを創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調達時期 (年度、季節毎等) の詳細については、広域機関において検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 三次調整力②はスポット市場終了~時間前市場開場までの間に調達するシステムとする。
⑥ メリットオーダーの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● ΔkWはメリットオーダーに基づいて落札。 ● kWhは発電事業者等の余力も活用した上で、メリットオーダーに基づいて調整力を発動する市場の仕組みの検討。 ● 効率性の観点から、一電源等で複数商品区分を兼ねることも許容 (ΔkWの総コストで評価)。 ・応札時にはΔkWに加えkWh価格も併せて応札。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対価の和 (ΔkW価値 + kWh価値) を最小化する組み合わせの詳細。 ✓ <u>約定方法 (約定処理の順番など) について検討</u> ✓ <u>kWh単価を登録するタイミングについては電源等差替との整合を踏まえて検討</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ΔkWでメリットオーダーを評価するシステムとする。 ➤ kWh単価の変更は可能なシステムとする。 (変更期限は別途検討)

論点	TFの中間論点整理で示された方向性	さらに検討を深めるべき事項	現在の議論の方向性
⑦ 調整力の調達・運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 応札・契約単位は原則電源単位。 ● 2020年の暫定的な契約形態は、電源等が立地する一般送配電事業者を経由して契約を締結。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の調整電源等で連携して調整力を供給することが効率的となる場合における応札・契約単位。 ● 電源の差し替えについては、広域機関において検討。 ✓ <u>[再掲]kWh単価を登録するタイミングについては電源等差替との整合を踏まえて検討</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ (BG単位ではなく) 電源単位での入札に対応できるシステムとする。 ➤ 翌日計画提出を期限として、電源等の差し替えに対応できるシステムとする。 ➤ 約定の結果ΔkW未達となった場合および約定後にΔkWが減少した場合はシステム外で対応する
⑧ 運用の広域化	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年の調整力の調達・運用に係る精算については、以下のような方向で検討。 ΔkW : 共通メリットオーダーリストの単価に基づき精算 (エリア内は当該エリア内の一般送配電事業者と電源等が、エリア間は関係する一般送配電事業者間において精算) kWh : ΔkWの応札時に併せて提出されたkWh単価に基づいて精算 (エリア内は当該エリア内の一般送配電事業者と電源等が、エリア間は関係する一般送配電事業者間において精算) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020 + X年の精算方法。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 精算にあたり必要となるデータを抽出可能なシステムとする。 (必要なデータ項目については精算の仕組みと合わせて今後検討が必要)

論点	TFの中間論点整理で示された方向性	さらに検討を深めるべき事項	現在の議論の方向性
⑨ 管理運用 (参入要件・ペナルティ、監視等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 参入要件・ペナルティは、監視等委員会での議論を踏まえつつ、引き続き監視等委員会と広域機関の連携のもと検討。 ● 監視は、監視等委員会での議論を踏まえつつ、引き続き監視等委員会において検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場支配力を有する事業者に対する一定の規律については、監視等委員会において検討。 ● ΔkW価格およびkWh価格の公表内容については、監視等委員会において検討。 ● 一般送配電事業者が確保する調整力の必要量。 	
今後の検討の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的には2020年度の開設を予定しているが、需給調整の実際の運用にも密接に関わるものであり、2020年に予定されている東京オリンピック・パラリンピックとの関係等も踏まえ、検討を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 広域需給調整システムの運用開始を2020年4月として進める。 ➤ 需給調整市場システムの運用開始を2021年4月として進める。なお、システム発注に向けた仕様確定の検討を2018年6月末までに行う。

- : TFの論点
- ✓ : 小委で出た論点

論点	TFの中間論点整理で示された方向性	さらに検討を深めるべき事項	現在の議論の方向性
⑱ 他制度との 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年度から2023年度のkW価値の扱いについては、需給調整市場でkW価値も含めて対価を支払う方向で検討 ● 容量市場で落札された電源等が、調整力として活用される場合、需給調整市場に入札し、落札されることが必要。 (一部抜粋) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>kW価値の調達期間（年間）について検討</u> ● 主に調整力等に用いられる電源等については、調整力として活用されることを念頭に、リクワイアメントにおける要件を変更することとし、詳細については広域機関において検討。 	

